

刈羽村民活センター会費の決定及び納入方法に関する内規

刈羽村民活センター規程第6条の規定に基づく会費の額及びその納入方法は、次のとおり定める。

- (1) 会費の年額は、正会員 1,000 円、賛助会員一口 2,000 円とする。
- (2) 会費は、毎年4月末までに納入するものとする。
- (3) 新たに会員となったものの会費は、その月の末日までに納入するものとする。

附 則

- 1 これは、平成7年3月28日より施行する。
- 2 この一部改正は、平成13年4月1日より施行する。
- 3 この一部改正は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この内規の一部改正は、令和6年1月1日より施行する。